



令和7年度（2025年度）

学 校 要 覧



ジョホール日本人学校

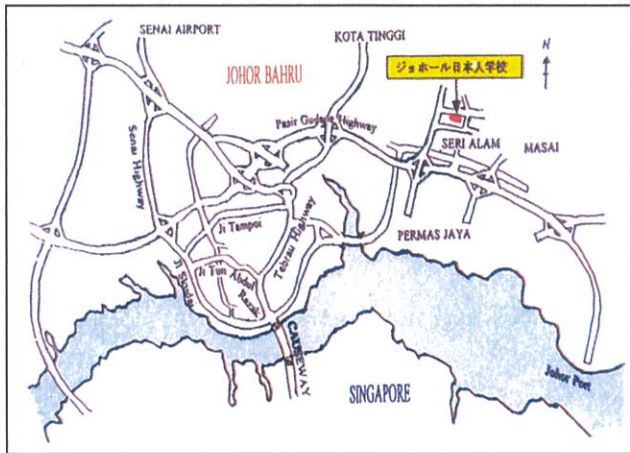
THE JAPANESE SCHOOL (JOHOR)

個人情報を削除したため、ページや項目の順がずれているところがあることをご了承ください。



校章のデザインについて 図案作：青柳清隆（平成9年度派遣教員）

- 1 Japanese SchoolとJohorの頭文字Jをイメージ
- 2 マレーシアと日本の旗をイメージ
- 3 ぐんぐんと上に伸びる椰子の木、たくましく成長する子をイメージ
- 4 星状の部分の9本の光線は、9学年を象徴
- 5 赤丸部分から伸びる4本のラインは、マレーシアにおける4番目の日本人学校であることを象徴
- 6 Jの色は、マレーシアの青い空と海をイメージしたウルトラ・マリン・ブルーで、深い知性と洞察力、判断力を象徴
- 7 赤い色は、情熱・やる気を象徴
- 8 黄色は、元気・明るさ・優しさを象徴



ジョホール日本人学校校歌

作詞 竹山 嘉彦
作曲 中山 三郎
編曲 若草 恵

一
緑の丘は空まで伸びて行く
クラの空はみんな鍛えよう
なかく働く元気の体
世界に働く元気の体
あんなのわくわく
みんなのわくわく
みぼあんなのわくわく
みぼあんなのわくわく

二
緑の丘は風にも負けない
クラの丘は風にも負けない
なかく働く元気の体
世界に働く元気の体
あんなのわくわく
みんなのわくわく
みぼあんなのわくわく
みぼあんなのわくわく

三
緑の丘は風にも負けない
クラの丘は風にも負けない
なかく働く元気の体
世界に働く元気の体
あんなのわくわく
みんなのわくわく
みぼあんなのわくわく
みぼあんなのわくわく

I 学 校 の 概 要

1 学校の名称・所在地

(1) 名称

正式名称：ジョホール日本人学校

当国教育省登録名：THE JAPANESE SCHOOL (JOHOR) [登録証書 JVSJO 0 1]

(2) 所在地

No.3, Jalan Persisiran Seri Alam, Bandar Seri Alam, 81750 Masai, Johor , Malaysia

2 学校の概要

学校はジョホールバルの中心地から北東約 2.5 Km 離れたスリアラム開発地域内にあり、静かで学習に適した環境にある。20, 238 m² の敷地内に校舎、体育館、プール、運動場等の施設・設備を有した小・中学併設の私立学校である。1997年に設立し、1998年4月からスリアラム社と賃貸借契約している現在地に移動し開校28年目を迎えた学校である。

3 学校のステイタス

本校は、ジョホール日本人会設立の日本政府援助対象校であり、マレーシア国連邦の教育法に基づき、1997年3月マレーシア国教育省私学教育局からの認可とジョホール州教育局より日本人学校代表あての「登録証書#839」を交付された「私立学校」である。一方、「日本人学校」のステイタスを有し、文部省当時より1997年12月「在外教育施設日本人学校」の認可を受けている。

4 本校の教育の目的

学校は、マレーシア国ジョホール州、及び周辺に在住する日本人子女に対し、日本国憲法、教育基本法、学校教育法及び文部科学省の示す学習指導要領に準拠して、児童生徒の心身の発達に応じ、初等中等教育を施すことを目的とする。

6 学校運営委員会

(1) 位置付け

学校運営、学校管理を委嘱された組織である。

(2) 目 的

学校の組織運営上の基本方針、諸規定類の制定及び改廃、教職員人事、予算・決算及び寄付金・校納金・基金等の財務会計、重要な財産の取得管理と処分、その他経営上重要な事項の審議決定を行う。

(3) 構 成

学校運営委員会は、次の6名の委員を以って構成する。

・ジョホール日本人会代表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・：4名

(副会長、総務部・会計担当理事の他、次年度副会長)

・ジョホール日本人学校の代表（校長）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・：1名

・ジョホール日本人学校保護者の代表（PTA代表）・・・・・・・・・・・・・・・・・・：1名

なお、上記の当会委員の他、在マレーシア日本国大使館より代表1名が議決権を持たない顧問として参加する。

(4) 令和7年度学校運営委員会委員

職 名	氏 名	担当職務	勤 務 先 (備 考)
委 員 長	岡村 宗一郎	議長, 全般統括	Panasonic System Networks(M) Sdn Bhd
副委員長	加藤 慎二	委員長補佐	Sankyu Human Resource & Technical Development(South East Asia) Sdn Bhd
顧 問	廣沢 美佳	指導・助言	在マレーシア日本国大使館領事部長
委 員	芦谷 昌樹	総務・施設指導	Yamauchi Malaysia Sdn Bhd
委 員	石和 秀紀	財務・会計指導	Idemitsu Advanced Materials(M) Sdn Bhd
委 員	大類 麻由	全般指導	日本人学校PTA会長
委 員	北村 健治	教育関連提言等	日本人学校校長

(5) 経営資金

- ① 日本政府補助金, 企業及び個人寄付金, 保護者校納金等によって賄っている。在外教育施設の経営は「受益者負担・自助努力」を原則とする。
- ② 校納金については, 「Ⅲ入学・編入学・退学」の項を参照のこと。

7 PTAとバス運営委員会

- (1) PTAは, 保護者と教師が協力して, 教育効果の向上を図り、児童生徒の健全な発達に寄与し、かつ会員相互の親睦と教養を高めることを目的として組織された外郭団体である。
- (2) バス運営委員会は, 児童生徒の安全かつ円滑な通学を図るバス運営を目的として組織された外郭団体である。

8 児童生徒の安全対策

- (1) 一般的な安全面では, 海外生活上の心構えとして「自分の身は自分で守る自衛心」を育て, 有事の際の大使館指導・助言等の注意事項を速やかに伝達するための連絡網を編成する。
- (2) 学校内での怪我や急病の場合は, 養護教諭（またはボランティア）が応急処置を行い, 症状によっては保護者に緊急連絡の上, 医療機関に搬送する。
- (3) 各家庭で（において）は, 海外旅行傷害保険等を付保し, 校外での安全を確保する。
- (4) 校内傷害事故等（登下校時のバス事故を含む）に対しては, 学校傷害保険で対処する。病気は対象外であるが, 災害給付支払いの対象となるけがが原因で発生した破傷風は支払いの対象となる。

(5) 学校傷害保険

学校管理下の児童生徒の負傷と, 後遺傷害及び死亡等に関する給付を対象とする。
 傷害保険の有効期間は, 本校在学中に限り（られ）, 退学時点でその効力を失うものとする。
 付保対象

- ① 事故死（事故が原因で, 90日以内に死亡の場合）・・・RM110,000
- ② 事故当日から90日以内に後遺症で死亡の場合は, 程度により30～100%支払
- ③ 失明, 手足欠損等の生涯不自由傷害・・・RM110,000
- ④ 入院費・通院費（1事故当たり）・・・RM1,000まで

- (6) 保険金請求手続きは, 担任を通じて養護教諭に關係書類を提出する。
- (7) 不審者の侵入, 火災, 地震, バスジャック等の緊急災害に対する安全管理対策は, 別途これを定める。

令和7(2025)年度
ジョホール日本人学校

学校経営方針

学校経営の基本的な考え方



校長 北村 健治

1 「実際の姿」をとらえる (Research)

- ・ (主)数字にあらわされないもの、(副)数字にあらわされるもの
- ・ 本当の情報とは「情(なさけ)を報(ほう)ずる」こと

(1) 学習

- ア 授業を真面目に受ける者が多い。宿題への取組等、前向きな者が多い。
- イ 話を聴く態度のよい者が比較的多い。一部に聞き逃しや集中力を欠く者もある。
- ウ 話合いに積極的に取り組む者が比較的多い。他者の意見を受容するのに抵抗のある者もいる。発言に遠慮があり、話合いの深まりにはなかなかいたらないことがある。
- エ 校外活動・実習・実験・観察などに意欲的に取り組む者が比較的多い。
- オ 進んで挙手発表する者が教科・学年によってやや固定化している。
- カ 筋道を立てて自分の考えを話せる者が限られている。
- キ 英語学習への意欲・習熟度の高い者が多い。その一方で、英語学習そのものに抵抗感をもち、主体的な取組に至っていない者もいる。
- ク 定着度テストや小テスト等から見る習熟度は、個人差が大きい。
- ケ 全体的に、低学年で「受信力」が、高学年では「発信力」が課題とされる傾向がある。
- コ タブレットを活用し、様々なソフトを使って、進んで学習に取り組む者が多い。
- サ 学習支援の必要な者が学校全体で数名おり、できる限りの配慮や合理的支援を行っている。
- シ 体育に意欲的に取り組む者が多い。体力テストの結果では全体的に持久力に乏しい。

(2) 生活

- ア 温和な児童生徒が多い。清掃や係活動などに真面目に取り組む者が多い。
- イ 登下校時のあいさつや廊下等でのあいさつができる者が多くなってきた。あいさつの質にやや個人差がある。授業前後のあいさつは学年によって差がある。
- ウ 服装・頭髪・身なりに乱れのある者はほとんどいない。靴のかかと踏みで声をかけられる者が一部にある。
- エ 遅刻・欠席・早退・保健室利用は比較的小さいが、不登校傾向を示す者もいる。
- オ 限られた関係性の中ではあるが、「学校生活は楽しい」と感覚的に安堵する者が多い。
- カ 進んで人間関係を広げていくことに苦手意識をもつ者が少なくない。
- キ ネットリテラシーを自分事として理解できずに、利用時間を自制できなかったり、相手へのおもいやりを欠く言動をしてしまったりする者が一部にある。

(3) 行事・交流・部活動への取組

- ア 行事への取組は大変熱心である。(運動会・修学旅行・「日本文化の日」・校外活動等)
- イ 現地校との交流では、当日はもちろん、準備段階から積極的に取り組む者が多い。
- ウ 部活動に真剣に取り組む者が多い。希望制だが、小中共に多くの者が参加している。
- エ 進んでリーダーになろうとする者や皆のために労を惜しまない者がいる。

2 「めざす姿」を明確にする「学び舎づくりのゴールを意識する」 (Vision)

(1) はじめに … J S J 設立の経緯、在外教育施設の使命、「学び舎」づくりの心

本校は、マレーシア国ジョホール州及びその周辺に在住する日本人子女に対して、保護者の願いやジョホール日本人会を中心とする現地在留邦人の期待に応えるため、1997年に創設された**私立の小中一貫校**である。そうした学校創設の主旨を踏まえると、学校運営委員会や在マレーシア日本国大使館の関係諸機関、保護者及びジョホール日本人会といった**現地在留邦人社会との密なる連携**を常に図ることが求められている。

また、学校運営委員会の方針のもと、日本国憲法・教育基本法・学校教育法・「在外教育施設における教育振興に関する法律」等の関係法規及び文部科学省が示す学習指導要領・「在外教育施設未来戦略2030」に準拠し、**日本国内と同等以上の教育**を日本国籍保有の児童生徒に施すことを目的とした在外教育施設でもある。だからこそ、学習指導要領前文が掲げる「**持続可能な社会の創り手**」を育む**学び舎づくり**が大切だと考える。

そのためには、「**自ら学ぶ姿勢**」や小中学生の間に身につける「**確かな学力**」を中核に据え、社会に開かれた教育課程を編成する必要がある。学習指導要領にある「学力の三要素」

○ 基礎的・基本的な知識・技能

○ 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力など

○ 主体的に学習に取り組む態度（学びに向かう力＝学習意欲）、人間性

の定着を図ることを全ての教育活動の要とし、その中心を毎日の授業とする。つまり、

『教育活動の大黒柱は授業である。』

学校にとってそれはごく当たり前のことではあるが、だからこそ授業を大切に考え、教師個々の研鑽にとどまらず、それらを支える校内研修土壤の醸成をはかりたい。

そして、学び舎づくりに欠かせないもう一つの柱は行事である。魅力のある行事は、ダイナミックに子供を成長させる。その勢いは学び舎づくりの大きな力となる。特に小中一貫校で、先輩が後輩に見せる姿は、時に「なりたい自分」をみつけるきっかけとなる。

『子供主体の感動ある行事をつくる。』

また、在外教育施設的环境を最大限に生かして「在外ならではの教育」を推進するために、

『現地教育機関と積極的に交流を図る。』

ことにより、児童生徒の国際感覚を磨き日本人としての誇りやアイデンティティを育成する。

様々な事情により日本とは異なる環境で生活する日本国籍の子供たち。彼らが「この国に来て本当に良かった。」と思える、また保護者が「子供が毎日喜んで学校に通っている。素晴らしい先生方との出会いによって、大きく成長した。」と心の底から思っただけの『魅力のある、信頼できる学び舎づくり』を進めていきたい。そのために、教職員全員の英知と情熱を結集し、ひたむきな努力を続けていく。その際に大切なのは、どの子供に対しても常に、

『情を持って接する。思いを持って導く。(情接思導)』

という姿勢で向き合っていくことである。教職員全員で良好な人間関係を築いていきたい。

(2) ジョホール日本人学校の目的

ジョホール日本人学校規則（抜粋）

第3条（目的） 学校は、マレーシア国ジョホール州、及び周辺に在住する日本人子女に対し、日本国憲法、教育基本法、学校教育法及び文部科学省の示す学習指導要領に準拠して、心身の発達に応じ小・中学校の義務教育を施すことを目的とする。

第4条（目標） 学校は、第3条に掲げる目的に従って児童・生徒の人格の完成を期し、豊かな心情を培い活動力に満ちた健康な心身の育成を図ることを目標とする。さらに、学校における学習指導に当たっては、現地事情に対する認識を深め、日本とマレーシア両国の友好関係の増進に努める。

(3) 学校教育目標 ※ よりシンプルに

『個性を大切に、自他の幸福や社会の平和を求める、国際社会に貢献できる人材の育成』

この学校教育目標には、「自分らしさやアイデンティティを大切に考え、『なりたい自分』や『住みたい世界』を探し求め、あるいは創り出し、自己実現に向けて自ら一歩踏み出す姿勢やこれからの時代を生き抜くたくましい力を身につけたグローバル人材を育む」という意味を込めている。あえて完結な表現を用いているのは、少しでも覚えやすく、耳に残る文言にすることで、目標としての存在感を増し、内容の理解を深めたいからである。

教職員全員が学校教育目標を覚え、様々な教育活動を進める際に、この目標に近づくものであるかどうかを吟味できるようにしたい。また、子供や保護者に伝えるキーワードとして、「個性」「自らの幸福」「社会の平和」「国際社会に貢献」などを自然に口に出せるようになればと願うものである。

J S J が今まで掲げてきた学校教育目標の内容やその方向に、異論を唱えるものではなく、むしろ、それらをより浸透させるための簡略化（83字→38字）、重点化という形での変更と考える。

令和6年度 学校教育目標 （83字）

児童生徒一人ひとりの個性を最大限に伸ばし、『持続可能な社会の創り手』を育むことにより、自他の幸福を築くとともに国際社会に貢献することのできるグローバル人材を育成する。

(4) スローガン（合言葉） 「みがく」・「みつめる」・「みとめる」

みがく…自分の才能を自ら磨く。人前に立って感性を磨く。表現力を磨く。

みつめる…自分自身の心を見つめる。自分の行動や姿勢を振り返る。

みとめる…他人の考え・個性の違いを認める。他人の努力やがんばりを認める。

※ 授業・行事・交流・部活動やクラブなどで子供たちを前に意識して使う言葉

(5) 学校教育目標実現に向けた「めざす姿」 (Vision)

め ざ す 学 び 舎 の 姿
○ 明るいあいさつに満ちた学び舎 ○ 「やる気」「本気」「根気」を育む学び舎 ○ 児童生徒や保護者が安心できる学び舎 ○ 児童生徒・教職員が共に成長できる学び舎 ○ 児童生徒・教職員・保護者・地域社会が相互に信頼できる学び舎

※「学び舎」とは、仲間がいて、何度でも挑戦ができて、新しい自分を発見できる学校

め ざ す 児 童 生 徒 の 姿
○ 「確かな学び」を土台に、「深い学び」にチャレンジする児童生徒 ○ 仲間を大切にし、支えあう児童生徒 ○ 現地校との交流に積極的に取り組み、国際感覚を自ら磨く児童生徒 ○ 礼儀正しく、自他ともに大切にできる豊かな心を持った児童生徒 ○ たくましく生きるための健康と体力を身につけた児童生徒 ○ 何事にもあきらめずに挑戦し、自らの未来を切り拓いていく力を持った児童生徒

め ざ す 教 職 員 の 姿
○ 「情を持って接し、思いを持って導く」教職員 ○ 生徒と共に学び続ける教職員 ○ 児童生徒の個性・人権を尊重できる教職員 ○ 児童生徒・保護者・学校関係者の思いや願いに寄り添い共感できる教職員 ○ 国際感覚を磨き、国際貢献を実践できる教職員 ○ 自己の教育実践・経験・信条等を大切にするとともに、視野を広く持ち、新しい教育の流れに敏感で、常に改革改善の意識を持ち、互いに信頼し協力できる教職員

3 学校経営の主な基本方針 (main Plans)

『魅力のある、信頼できる学び舎づくり』のために

(1) 教育活動の大黒柱は授業である。

(2) 子供主体の感動ある行事をつくる。

(3) 現地教育機関と積極的に交流を図る。

(4) 情を持って接する。思いを持って導く。(情接思導)

4 基本方針を具現化するための取組(specific **P**lans→**D**o→**C**heck→**A**ction)

(1) 教育活動の大黒柱は授業である。

ア 「できた」「わかった」という実感の持てる授業づくり（**確かな学び**）

※ 繰り返して身につける学び、声に出して確かめる学び、動作化でイメージする学び

※ 「**確かな学び**」の土台があってこそ「**主体的・対話的で深い学び**」は生まれる。

イ 問いを子供自身が持ち、「ひと・もの・こと」とかかわる授業づくり（**深い学び**）

ウ 子供同士が関わり合う場面の積極的な設定（**コミュニケーション力の向上**）

エ 子供や教師が学びを確かめるための「**振り返り**」の充実（**学びの調整**）

オ **指導と評価の一体化**による学習意欲の向上『これが「JSJ」の●●』という形を!!

カ 英語教育とE E Cの在り方を常に検討し、子供の意欲や英語力向上を図る。

※ 小学校英語授業の充実や小中学部英語授業へのA L Tの導入

※ E E C (Enjoy English Communication) 設立の目的の明確化と見届け

- ・ E E Cの習熟度別3グループ編成を継続
- ・ 習得した英語力をアウトプットする機会の重視
- ・ ストーリーテリングやクリスマスショータイムなどのイベントの充実
- ・ 年3回の英語検定の実施（日本人学校所属児童生徒を対象とする）

キ タブレットを日常的に使用するためのICT活用研修の実施

ク 少人数指導の利点を最大限に活かした学習指導体制を確立

ケ 教員相互の授業公開やミニ模擬授業を活用した指導法研究の推進

コ 外部作成テストおよび定期考査等の結果などをもとに、児童・生徒の実態把握と学習意欲の向上に努める。また、そのための効果的な評価のあり方をさぐる。また、中学部の評価・評定で補助簿を提出する形を継続する。

- ・ 小学部標準学力検査(教研式 CRT 検査)、中学部実力テスト
- ・ 中学部定期考査、英語検定、単元テスト・小テスト等

サ 特別の教科道徳を中心に、全教育活動を通して、教え込む道徳から「考え議論する道徳」への質的転換を図り、児童生徒の道徳的心情と実践力の涵養を図る。

シ キャリアパスポート等を用いた、小中9年間の系統的キャリア教育の体制づくりを検討し、少しずつ推進する。

ス 教科や総合的な学習の時間の中でS D G s（持続可能な開発目標）・E S D（持続可能な開発のための教育）との関連を意識した授業づくりを実践する。「持続可能な社会の創り手」の育成のための教育を計画的に実施する。

セ S N Sを活用して世界各地・日本国内の学校や機関との交流を進める。

(2) 子供主体の感動ある行事をつくる。

※ 「何を目的・目標にした行事なのか」…それを何より大切に考える。そのためには、目的・目標は、できるだけシンプルな表現を使う。

ア **三大行事**「運動会（1学期）」「日本文化の日（2学期）」「ペスタクラパ（3学期）」の目的の明確化とプロセス重視。「ペスタクラパ」は、生活科・総合的な学習の時間の発表を中心に企画・運営する。

イ **修学旅行・宿泊体験学習**を通して、社会性や集団生活のマナーを身につけ、人間性を磨く。

※ 修学旅行と宿泊体験学習を隔年で実施し、対象学年を固定化する。

ウ **縦割り活動**を生かして行事の企画・推進し、リーダーを育成する。

エ 委員会活動や係活動の中で互いの良さや成長を認め合う心を養う。

(3) 現地教育機関と積極的に交流を図る。

ア 現地教育機関との交流を通して、異文化理解教育・国際理解教育を積極的に推進する。

- 1年間の中で、現地校との交流（マレー系・中華系・インド系・芸術系・日本語教育推進系）を計画的に実施。
- EC校との相互交流（授業体験等）の充実
- マレーシアならではの自然や伝統・文化の学習⇒**宿泊体験学習の企画立案**
- マレー文化の日やマレー語週間の継続

イ 「日本文化の日」を通して、日本文化ならびに日本型教育を発信する。

※ 日本の文化・歴史・伝統への理解と日本人としてのアイデンティティの育成を意識した教育活動を実践する。交流の中で日本の文化を外部に発信する活動を行う。

- 校内における展示物・掲示物の工夫
- 日本の伝統行事・文化の紹介（集会、関連機関の招へい等）

(4) 情を持って接する。思いを持って導く。(情接思導)

ア 児童生徒の「よいあらわれ」「気になるあらわれ」「かかえている悩み」等を企画会・職員会議・学部ミーティング・発達支援委員会で共有し、具体的な働きかけ・見届け・保護者連絡等をチームＪＳＪで連携して行う。

イ 特別な支援を要する児童生徒への組織的な支援は、発達支援委員会を中心に行う。

- ・ 特別な支援を要する児童生徒に対しては、必要に応じて支援委員会を開催する等、組織的に支援にあたる。保護者や関係機関との連携を大切にする。
- ・ 全教職員が、「ユニバーサルデザイン」「合理的配慮」に基づく指導を実践し、児童生徒の成長を支援する。

ウ 全校集会での講話をもとに、心の耕しを全校体制で行う。

※ 学期に１回は、小中別に全校集会を実施し、発達段階に応じた内容で、児童生徒の内面に近づくものをめざす。

エ 「在外教育施設未来戦略２０３０」と連動した、日本型教育の良さを体験できる学び舎作りを推進する。

- ・ 礼儀、あいさつ、身なり、時間厳守、身の回りの整頓・靴の整頓等の定着
- ・ 清掃活動や、委員会・係活動等の自治的活動の重視
- ・ 儀式的行事の重視

オ 人間尊重に徹した人権教育の実践をめざす。

- ・ 多民族が同じ地域でともに暮らすマレーシアの特性から学び、自他の違いを認め、差別を無くし、一人ひとりの違いを認め、互いに協力し合うことによって、自他ともに幸福を築くことができる児童生徒を育成する。

(5) その他 「選ばれる学び舎」「開かれた学び舎」に近づくために…

- ア 小中9年間のつながりを活かした学び舎づくりを推進する。
- 小中9年間の児童生徒の、異年齢・異校種の交流の機会の設定による、温かい雰囲気
の学び舎づくりの推進⇒ 小中連携の縦割り活動の充実
 - 小中の教職員の専門性を活かした学校教育の充実（小学部高学年からの教科担任制）
- イ 学校評価や研修の機会を活用し、教職員の指導力向上を図る。
- 保護者の学校評価や教職員による自己評価を重視し、教育の発展的継続を図る。
 - テーマに基づく校内研修や教職員の自己研修を充実させて、教育の質的向上を図る。
 - 大使館・日本人会・国際交流基金・JICA・在マレーシア日系企業等から研修講師
等を招聘し、授業力・生活指導力の向上をめざした校内研修を推進する。
- ウ 児童生徒の安全確保および学校施設の安全管理を常に徹底する。在外教育施設ならで
はの危機を想定した避難訓練や警備体制を整える。
- 在マレーシア日本国大使館・マレーシア教育省・現地警察署・消防署等関係諸機関
との密接な連携を図りマレーシア国内社会情勢（新型コロナウイルス等の感染症・ヘ
イズ・テロ等）の的確な状況把握に努める。
 - 避難訓練の定期的実施（学期に2度程度）
 - あらゆる事態を想定した安全対策マニュアルの再点検・再確認
 - 緊急時の避難および連絡体制の整備
- エ 令和8年度の学校創立30周年に向けて、計画的に準備を進める。令和6年度は、校
内整備事業の充実、令和7年度は記念事業の企画立案及び具体的な準備・推進、令和8
年度は、記念式典及び記念事業の実施。『子供の姿でJ S Jの良さをアピールしたい』『流
動的なカリキュラムから脱却し、J S Jのスタイルを整えたい』
- オ 文科省新体力テストの結果等をもとに、体を動かす楽しさを経験させながら、体力お
よび気力の向上に努める。芝生グラウンドや体育館・プールの恵まれた施設の有効活用、
部活動を中心とした放課後における運動時間の確保等を通し、全身を使って体を動かす
機会を積極的に設ける。⇒ 体力向上の取り組みの実施
- カ 在留邦人社会の交流拠点としての日本人学校の役割を果たす。
- 日本人会や関係団体主催の各種研修活動への積極的な施設開放
 - 各種行事への積極的協力（日本人会主催行事・日本人墓地清掃など）
 - 学校行事における現地邦人社会との連携
- キ 「開かれた学び舎づくり」をめざす。
- 保護者への配付文書の電子データ化による効果の向上・効率化
 - 保護者や在留邦人社会への広報活動の充実
 - ・「オープンデー」の実施、PTAや学校ボランティアと連携した諸活動の充実
 - ・学校だより、学年通信・広報誌・学校HPの刷新と記事内容の充実

教育課程

(1) 年間授業日数 (予定)

月	4月	5月	6月	7月	1学期	8月	9月	10月	11月	12月	2学期	1月	2月	3月	3学期	年間授業日数
日数	14	20	19	22	76	0	20	22	20	15	77	19	14	8	41	193

(2) 各学年時間割編成基準

小学部 1 年 (27時間)

	月	火	水	木	金
1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○
5	○	○	○	○	○
6			○	○	

小学部 2 年 (28時間)

	月	火	水	木	金
1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○
5	○	○	○	○	○
6		○	○	○	

小学部 3 年 (30.5時間)

	月	火	水	木	金
1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○
5	○	○	○	○	○
6	○	○	○	○	○

月2回木曜7校時

小学部 4, 5, 6 年 (31時間)

	月	火	水	木	金
1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○
5	○	○	○	○	○
6	○	○	○	○	○
7				○	

中学部 全学年 (31時間)

	月	火	水	木	金
1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○
5	○	○	○	○	○
6	○	○	○	○	○
7				○	

(3) 日課時程及び通学バス下校時刻

【日課時程】

活動内容	小学部時程表	中学部時程表
児童生徒登校	7:40～7:50	7:40～7:50
朝学・朝会	8:00～8:10	8:00～8:10
朝の会	8:10～8:20	8:10～8:20
1校時	8:30～9:15	8:25～9:15
2校時	9:25～10:10	9:25～10:15
3校時	10:30～11:15	10:25～11:15
4校時	11:25～12:10	11:25～12:15
昼食・休息	12:10～12:55	12:15～12:55
清掃	12:55～13:10	12:55～13:05
5校時	13:15～14:00	13:10～14:00
6校時	14:10～14:55	14:10～15:00
帰りの会	15:00～15:15	15:05～15:15
7校時	15:20～16:05	15:20～16:10

※全校朝会、児童生徒集会、は火曜日、金曜日に行う。

※小学部は45分授業、中学部は50分授業とする。小学部、中学部ともに10分休息となる。

※帰りの会は最終校時終了後15分間（中学部10分）とする。

※2から3校時の間にモーニングリセスが入る。

【通学バス下校時刻】

曜日	下校児童	下校時刻	下校生徒	下校時刻	中部活バス
月	小学部1・2年生 小学部3～6年生	14:20 15:20	中学部	15:20	16:20
火	小学部1年生 小学部2～6年生	14:20 15:20	中学部	15:20	16:20
水	小学部1～6年生	15:20	中学部	15:20	
木	小学部1～3年生 小学部4～6年生 (月2回小学部3年生)	15:20 16:20	中学部	16:20	
金	小学部1・2年生 小学部3～6年生	14:20 15:20	中学部	15:20	

(4) 使用教科書一覧

	教科	教科書名	発行所	使用学年
小学	国語	国語、書写	光村図書出版	小1～小6
	社会	新しい社会	東京書籍	小3～小6
		楽しく学ぶ小学生の地図帳 4・5・6年	帝国書院	小4～小6
	算数	新しい算数	東京書籍	小1～小6
	理科	新しい理科	東京書籍	小3～小6
	生活	あたらしいせいかつ	東京書籍	小1、小2
	音楽	小学生の音楽	教育芸術社	小1～小6
	図画工作	図画工作	日本文教出版	小1～小6
	家庭	小学校 わたしたちの家庭科	開隆堂出版	小5、小6
	保健	新しい保健	東京書籍	小3～小6
	道徳	道徳	光村図書	小1～小6
	英語	Let's Try! New Horizon Picture Dictionary	東京書籍	小3、小4 小5、小6

中学	国語	国語、中学書写	光村図書出版	中1～中3
	社会	新しい社会 [歴史、公民・地理] 新編中学校社会科地図 最新版	東京書籍・帝国書院 帝国書院	
	数学	未来へひろがる数学	東京書籍	
	理科	未来へひろがるサイエンス	啓林館	
	英語	NEW HORIZON English Course	東京書籍	
	音楽	中学生の音楽 (一般) 中学生の器楽 (器楽合奏)	教育芸術社 教育芸術社	
	美術	美術	光村図書	
	技術家庭	技術・家庭 [技術分野、家庭分野]	東京書籍	
	保健体育	新中学保健体育	東京書籍	
	道徳	新しい道徳	東京書籍	

賃貸施設の概要と教室配置図

校地面積： 20,238㎡	校舎延面積： 3,185.37㎡
施工：Las Maha（賃貸施設） （株）ナカノ（プール及び増築校舎）	総工費（含プール、増築校舎）： RM2,954,000
通教室内訳面積 合計 9教室	402.51㎡（9教室） ○小1：49.95㎡ ○中1：41.02㎡ ○小4：49.95㎡ ○中2：41.02㎡ ○小5：49.95㎡ ○中3：41.02㎡ ○小2：43.20㎡ 中学生3室：123.06㎡ ○小3：43.20㎡ ○小6：43.20㎡ 小学生6室：279.45㎡
特別教室内訳面積 合計 10教室	583.78㎡ ○理 科 室：52.25㎡ ○家庭科室：43.20㎡ ○図工・美術技術室：71.28㎡ ○音 楽 室：74.10㎡ ○多目的室C：72.00㎡ ○英会話室ABC：84.24㎡ ○図 書 室：116.80㎡ ○多目的室A：16.04㎡ ○教 材 室：41.04㎡ ○多目的室B：12.83㎡
その他、管理室等 合計 4室	338.24㎡ ○校長室：31.07㎡ ○応接室：36.00㎡ ○事務室：57.00㎡ ○職員室：159.88㎡ ○保健室：24.00㎡ ○会議室：30.29㎡
体育館・講堂	953.00㎡
プール・機械室等	水面 275.00㎡（25m×11m）

令和6年4月1日



学校感染症の分類と出席停止の基準について

学校感染症と出席停止期間の基準（※学校保健安全法施行規則第 18・19 条）

お子様が以下の学校感染症であると医療機関で診断された場合、出席停止扱いとする。

出席停止になった場合、職員室にある「登校許可証」を担任から保護者へ渡し感染症治療後、登校する際に提出してもらう。

保護者から提出された登校許可証は、担任へ提出し、保健室で保管する。

	感染症の種類	潜伏期間	感染経路・発症法ほか	出席停止期間の基準
第一種	ぼうとう血熱	3～10 日	原則入院	治療するまで
	カミヤ・フナ 出血熱	2～9 日		
	痘そう	7～16 日		
	南米出血熱	数日～数週間		
	ペスト	2～6 日		
	マールブルグ病	3～7 日		
	チク熱	7～10 日		
	急性灰白髄炎	2～6 日		
	ジフテリア	7～12 日		
	重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルスに属する)	2～10 日 (平均 5～6 日)		
第二種	中東呼吸器症候群（病原体がベータ コロナウイルスであるものに限 る。）	*	飛沫感染	発熱後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日（幼 児にあっては 3 日）を経過するまで
	特定鳥インフルエンザ			
	感染症予防法第 6 条第 7 項か ら 9 項までに規定する新型イン フルエンザ等感染症			
	指定感染症及び新感染症			
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ、 新型インフルエンザ等感染症を除 く。）			
	百日咳			
	麻疹（はしか）			
	流行性耳下腺炎（おたふく）			
	風疹（三日ばしか）			
	水痘（みずぼうそう）			
第三種	咽頭結膜熱（アデノ熱）	5～6 日	飛沫感染 接触感染（プール水等）	主要症状が消退後 2 日を経過するまで
	結核	1～2 ヶ月	飛沫核感染	感染のおそれなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	※ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第二種の感染症については、 症状により医師において感染のおそれがないと認 めたときは、この限りではありません。	飛沫核感染	病状により医師が感染の恐れがないと認めるま で
	ルウ			
	細菌性赤痢			
	腸チフスおよびパラチフス			
	腸管出血性大腸菌感染症			
	流行性角結膜炎（はやり目）			
	急性出血性結膜炎（はやり病）			
	溶連菌感染症			
	ウイルス性肝炎			
	手足口病	2～7 日	飛沫感染	出席可能（うがい・くし・帽子等の共用を避ける） 出席可能（プール・入浴は避ける）
その他の感染症	ヘルパンギーナ	2～7 日	飛沫感染、経口感染	
	マイコプラズマ感染症	2～3 週間	飛沫感染	
	流行性嘔吐下痢症	1～3 日	経口感染、飛沫感染	
	アタマジラミ	*	接触感染（頭髪等）	
	伝染性膿痂疹（とびひ）	2～10 日	接触感染	

ヘイズに関する対応について

A P I（Air Pollutant Index/大気汚染度）が以下の数値を示した場合、下記の対応をとります。

- ・101～150 アレルギーや気管支の弱い児童生徒の健康状態に十分注意し活動する。
- ・151～200 屋外での活動を停止。
- ・201～ 状況をみて休校等の処置をとる。

28

1 入学・編入学の資格及び条件

- (1) 入学・編入学者は、日本国籍を有しジョホール州とその周辺に在住する義務教育相当の学齢期に在る者であること。（本校の設立認可状条件によりマレーシア国籍のみの者の就学は認められておりません）
又、学齢相当の日本語能力を有するとともに、身辺自立ができる子女とする。
- (2) 入学・編入学の保護者は、日本人会法人会員もしくは個人会員であること。
- (3) 入学・編入学の保護者は「学校規則」に則って、所定の校納金と寄付金募金基準に従った寄付金を納付すること。ただし、寄付金を平成9年3月以降、既に納付済企業及び団体所属の保護者の場合は納付不要です。
- (4) 保護者は就労パスなど長期滞在許可を受け、家族にも帯同許可がおりていること。

2 出 願 手 続 き

- (1) 提出書類：所定のA 願書（その裏面に旅券顔写真の載った頁の写しを糊付けすること）
※ 用紙は学校事務室または本校ホームページよりダウンロードできます。
そのほか、B 児童・生徒保険調査票および児童・C 生徒家庭調査票を提出いただきます。（B,Cは入学後でもかまいません）
- (2) 提出先：ジョホール日本人学校事務室または教頭宛学校メール（jsi@jsi.edu.my）
- (3) 出願方法：郵送、FAX、託送、持参のいずれでもかまいませんが、郵送や不着等による責任は負いかねます。また、事務室での受付時間は、土、日、祝日以外の月曜日から金曜日の8時から17時です。

3 諸 手 続 ・ 経 費

(1) 入学・編入学時

- ① 提出書類（再掲） ※用紙は、学校事務室または学校ホームページにあります。
A：入学・編入学願書（入学・編入学時）
B：児童・生徒保健調査票（入学・編入学後で可）
C：児童・生徒家庭調査票（入学・編入学後で可）
D：通学バス利用申し込み バス会社（J&Cトラベルへオンラインで直接申し込み
— 詳細は「通学バス利用の手引き」による）

② 必要経費

A：入学金（入学・編入学時）	RM4,000	（ただし、本校小学部から 中学部への進学の場合は不要）
B：施設費（一時金・1回限り）	RM3,000	
同 上（毎月払い）	RM 50/月	（年額RM 600）
C：授業料（小学部）	RM 920/月	（年額RM11,040）
同 （中学部）	RM1,050/月	（年額RM12,600）
D：通学バス利用代（利用人数により変動）	RM 約400/月	（年額RM 約4,800）
E：小中PTA会費	長子RM50/年、第2子以下RM20/年	
F：傷害保険加入費	RM55/年	
G：日本人会寄付金（1回限り）	RM4,000	（ただし、納付済企業及び団体に所属の場合は不要）

(2) 退学時の提出書類

- A：退学届
- B：通学バス運営委員会退会届

4 服 装 ・ そ の 他

(1) 服装

制服は規定していませんので自由ですが、マレーシアの気候（年間を通して屋外は30℃、室内は空調により26℃前後）に合わせた活動しやすい服装が望ましいです。

また、体育の時は、小学部では学校指定の体操服と赤白帽子、中学部では学校指定の体操服と、帽子（キ

ヤップ)が必要です。体操服のシャツはPTAが販売していますが、パンツ(紺または黒の無地、ワンポイントやラインなどが入っているパンツも華美でないものであれば可)や帽子は各自ご準備ください。履物は、上履きが必要です。

さらに、入学式や卒業式など儀式の際には、本校では「式服」と呼んでいますが、長ズボン・白のブラウスやカッターシャツ(襟付)などの服装を着用してください。

服装等	・ 服装は普段着用のもの(必要に応じて着替え・着替え袋を持たせてください。) ・ 帽子、タオル、ハンカチ、ティッシュ
靴	・ 外履き(運動しやすいもの) ・ 上履き ・ シューズ入れ
その他	・ カバン(指定はありません。ランドセルやリュックなど)(必要に応じて) ・ 虫よけ ・ 虫刺され薬 ・ 歯磨きセット ・ 除菌ティッシュ ・ マスク など

(2) 昼食と飲み水

学校給食はありません。特別の日以外は、弁当持参で登校します。デリバリーの弁当もあります。(当日の朝、お金を持参し児童生徒が注文。 18RM、19RM(大) また、生水は飲まない方が安全なので、水筒に湯冷まし、お茶等の飲料水を持参するようにしています。(学校でも給水器を設置しています。)

(3) その他

- ① 小・中学部とも、制服・制帽・鞆等の規定はありません。
- ② すぐに必要と思われる学用品(教科書を含む)は、手荷物として持参することをおすすめします。
- ③ 文具類は、ジョホールや隣国のシンガポールで調達できますが、持参の方がよい学用品は次のページの表を参考にしてください。

5 日本から持参する書類、教科書、学用品等

(1) 日本から持参する書類

- ① 在学証明書(旧在籍校が作成)
- ② 指導要録の写し(旧在籍校が作成)
- ③ 健康診断票〔一般、歯・口腔〕(旧在籍校が作成)

【注】 上記②③については日本国内であれば転入学を受け入れた学校からの通知を受けて、旧在籍校が作成し郵送するものです。本校は在外にあり、郵便事情等での不着を想定し保護者の方に「直接持参提出」していただくようお願いしております。旧在籍校にその旨を説明して作成をお願いし、持参してください。

(2) 教科書

- ① 旧在籍校から「教科用図書給与証明書」(未給与であれば「未給与証明書」)を発行してもらい、「海外子女教育振興財団(東京・大阪)」に提出し、在外教育施設で使用する教科書を受領し持参してください。在外教育施設で使用する教科書は、全世界の日本人学校で共通です。(現在使用している教科書と出版社が違うもののみ給与されます。)
- ② 旧在籍校で、該当学年で使用していた教科書・副読本等は、学習の参考になりますので、できるだけ持参してください。
- ③ 副読本・副教材は当校で使用するものを支給します。ワークブック、参考書や問題集などは適宜ご持参ください。

(3) 学用品について

- ① ノート類は、現在使用中のものを持参してください。
- ② その他、持参すべき学用品については、下記の表を参考にしてください。

○ 小学部・中学部共通

教科	必要な物（小学部・中学部）
国語	○各学年に応じた国語ノート、漢字練習帳 ◎毛筆用具一式（小3以上）
社会	特になし
算数 数学	○各学年に応じた算数ノート ◎三角定規、コンパス、分度器
理科	特になし
音楽	◎鍵盤ハーモニカ（小1～小6） ◎ソプラノリコーダー（小3～中3） ジャーマン形式のものを ◎アルトリコーダー（中1～中3）
図工・美術	◎クレヨン、色鉛筆、はさみ、のり、セロテープ ◎水彩絵の具セット（絵の具、パレット、筆、筆洗い） ◎油ねん土（小1、小2）
体育	◎ハーフパンツ（紺または黒） ◎赤白帽子（小学部）、帽子（中学部） ◎水着（サーフパンツやフリルのついたもの、フードのついたラッシュガード）、水泳帽、ゴーグル、バスタオル、水着入れ ◎なわとび
技術	特になし
家庭	◎裁縫セット、三角巾、エプロン（小5以上）
英語・英会話	◎英会話の授業用ノート1冊（全学年） ※小学部も英会話を行っています。

小学生が使用するノートの種類について（参考）

学年	国語	算数	社会・理科	漢字	その他
小1	10マス ※2冊目以降 12マス	横長7マス 2学期以降 14マス		50字マス	れんらくちょう
小2	15マス	14マス		84字マス	れんらくちょう
小3	15マス	17マス		84字マス	連絡帳
小4	12行	5ミリ方眼	小3～6 5mm 方眼	120字マス	連絡帳
小5	15行	5ミリ方眼		150字マス	連絡帳、罫線ノート
小6	15行	5ミリ方眼		200字マス	連絡帳、罫線ノート

※これは目安です。児童の実態に応じて変更することがあります。

○ 小学部1年生入学時にのみ必要なもの

ノート類	① こくご（10マス）② こくご（12マス）③ さんすう（横長7マス）④ さんすう（14マス）⑤ かんじのれんしゅう（50マス） ⑥ れんらくちょう ※①～⑤のノート各1冊ずつは学校で準備します。2冊目以降はご準備ください。 ※どのノートもマスの中に十字の区切りがあるものをお願いします。
筆記用具	・ 鉛筆5本（Bか2B） ・ 赤鉛筆 ・ 青鉛筆 ・ 名前ペン（油性） ・ 消しゴム（キャラクターなどのないシンプルなもの） ・ ミニものさし（15cm程度）
色鉛筆	・ 色鉛筆（クーピーペンシル可） ・ クレヨン（12～18色）
文具	・ はさみ ・ のり ・ セロテープ ・ お道具箱（空き箱でも可）
教科 （再掲）	・ 鍵盤ハーモニカ ・ 絵具セット（大筆、中筆、小筆、パレット、スポンジ、水入れ）※2学期より使用 ・ 赤白帽子 ・ ハーフパンツ（体操服の下、紺か黒の無地（華美でないもの） ・ 水泳セット（サーフパンツやフリルのついたもの、フードのついたラッシュガード）、水泳帽、ゴーグル、バスタオル、水着入れ

ジョホール日本人学校運営委員会規則

- 第1条（名称） 本委員会は、ジョホール日本人学校運営委員会（以下「当会」という。）と称する。
- 第2条（住所） 当会の住所をジョホール日本人学校内に置く。
- 第3条（目的） この規則は、ジョホール日本人学校規則第3章に定める運営委員会の規定に基づき、学校の組織運営上の基本方針、諸規定類の制定及び改廃、教職員の人事、予算・決算及び寄付金を含む基金と校納金を含む財務会計、重要な財産取得と管理、その他学校経営上の重要事項等の審議決議を目的とする。
- 第4条（委員会の構成） 当会は、次の6名の委員を以って構成する。
- ・ジョホール日本人会代表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・：4名
（副会長、総務部・会計担当理事の他、次年度副会長）
 - ・ジョホール日本人学校の代表（校長）・・・・・・・・・・・・・・・・：1名
 - ・ジョホール日本人学校保護者の代表（PTA代表）・・・・・・・・・・：1名
- なお、上記の当会委員の他、在マレーシア日本国大使館より代表1名が議決権を持たない顧問として参加する。
- 第5条（委員の職務） 当会の各委員の職務は次のとおりとする。
- ・委員長： 学校運営の全業務を統括し、管理する。
 - ・副委員長： 委員長を補佐し、委員長不在の場合はその職務を代行する。
 - ・各委員： 委員会の審議決議に参画し、必要に応じて委員長が委嘱する職務を担当するものとする。
- なお、事務長は、委員会の開催通知、議事録の作成、委員会審議に必要な資料作成等の事務局業務を担当する。
- 第6条（委員の選出） 当会の委員長及び副委員長の選出方法は次のとおりとする。
- ・委員長： 委員長には当該年度選任される日本人会副会長が就任するものとする。
 - ・副委員長： 副委員長には日本人会の次年度副会長。
- 第7条（委員会の任期と欠員の補充） 委員の任期は、原則として4月1日より翌年の3月31日迄の1年間とする。ただし、再任を妨げない。又、委員会は委員に欠員が生じた場合には補充する事が出来るが、当該委員の任期は残余期間とする。
- 第8条（委員会の開催） 当会は通常1ヶ月に1回定例会を開催するものとし、委員長は必要がある場合は臨時委員会を招集する。
- 第9条（委員会の成立と議決の要件） 当会は委員の過半数の出席で成立し、議決は出席委員の過半数の賛成で成立する。ただし、出席不能の場合、委任状の行使を妨げない。
- 第10条（委員会の列席者） 当会の会議に列席出来る者として、委員長より審議の必要上で出席を求められた参考人は列席出来る。ただし、議決権を有しない。
- 第11条（委員会の議事運営規程） 当会の議事運営に関しては、別に細則を定める。
- 第12条（規則の改定） この規則の改訂は第3条の手続きによる当会の決議によってのみ成立し発効するものとする。
- 附 則（制定と施行期日） 本規則は平成9年4月26日付で制定、4月1日に遡及発効する。
- この規則は、平成10年2月14日付で第7条を改訂し、同月18日より発効する。
- この規則は、平成10年11月14日付で第4条（委員会の構成条文）を改訂し、即日発効する。
- この規則は、平成11年3月20日付で第7条（副委員長選任条文）を改訂し、即日発効する。
- この規則は、平成11年4月19日付で第4条（委員会の構成条文）を改訂し、即日発効する。
- この規則は、平成12年1月17日付で第4条（委員会の構成条文）を改訂し、即日発効する。
- この規則は、平成22年6月14日付けで第4条及び、第6条を改訂し、即日施行する。
- この規則は、平成24年9月13日付けで第4条及び、第5条及び、第6条を改訂し、平成25年4月1日から発効する。
- この規則は、平成26年12月12日付けで第4条、第5条を改訂し、平成27年1月1日から発効する。
- この規則は、令和5年1月16日付けで第3条、第4条を改訂し、令和5年4月1日から発効する。

ジョホール日本人学校規則

第1章 総則

第1条 (定義・名称)

この規則にいう「学校」とは、名称を「ジョホール日本人学校」とする。

※ 略称 THE JAPANESE SCHOOL (JOHOR) ジョホール日本人学校

第2条 (所在地)

学校の所在地は No.3, Jalan Persisiran Seri Alam, Bandar Seri Alam, 81750, Masai, Johor, Malaysia とする。

第3条 (目的)

学校は、マレーシア国ジョホール州、及び周辺に在住する日本人子女に対し、日本国憲法、教育基本法、学校教育法及び文部科学省の示す学習指導要領に準拠して、心身の発達に応じ初等・中等普通教育を施す事を目的とする。

第2章 学校要項

第4条 (教育目標)

学校は、第3条に掲げる目的に従って児童生徒の人格の完成を期し、豊かな心情を培い活動力に満ちた健康な心身の育成を図る事を目標とする。更に学校に於ける学習指導に当たっては、現地事情に対する認識を深め、日本とマレーシア両国の交友関係の増進に努める。

第5条 (教育課程)

学校の教育課程は、日本国内の義務教育小学校6ヶ年、中学校3ヶ年の修業課程に準じて実施されるものとし、文部科学省の定める学習指導要領に示される各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、並びに特別活動によって編成し、校長が之を定めた後、実施する。

第6条 (学年、学期)

学年は、暦年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。学期は次のとおりとする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第7条 (休業日)

授業を行わない日を次のように定める。

(1) 土曜日、日曜日及び振り替え休日（ただし、必要に応じて授業を行うことがある。）

(2) マレーシア国（含ジョホール州）の祝日

(3) 日本国の祝日のうち天皇誕生日

(4) 学年始め休業日 4月1日から4月12日まで

(5) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで

(6) 年末年始休業日 12月24日から1月5日まで

(7) 学年末休業日 3月18日から3月31日まで

(8) その他、州の特別休日あるいは災害発生等の事由により校長が必要と認める日

なお、4号から7号までの規定にかかわらず、校長は、必要に応じて、運営委員会の承認を得て、休業日に授業を行うことができる。

第8条 (入学・就学)

学校に入学できる者は、マレーシア国ジョホール州及び周辺に在住する日本国籍を持つ子女で、満6歳に達した月の翌月以降における最初の学年の始めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで就学できるものとする。ただし、ジョホール日本人会会員の子である事、子女の親権者が長期滞在査証を取得すること、所定の寄付金並びに校納金を納付する事を要する。入学後6ヶ月以内に長期滞在査証が取得できなかった場合には、次年度の就学は認められない。スチューデントパス取得に要する学校在学証明書は、長期滞在査証を取得済みの場合に限り発給する。なお、特別の事由により校長が必要と認めた場合には、ジョホール日本人学校運営委員会承認の下に就学させることができるが、日本国籍を有しない者の入学は認められない。就学規程は別途これを定める。

第9条 (退学)

学校は、義務教育としての小・中学校の修了、又は卒業に関する証書を付与する事を保証される限りにおいて、学校教育法施行規則第24条（授業時数に関する規定）により日本国内及び海外日本人学校等への該当学年へ編入学する児童生徒にたいして必要な手続きを行うものとする。

第10条 (修了、卒業)

校長は、児童生徒が各学年の課程を修了した時は、それぞれの学年の修了証書を授与し、小学校又は中学校の最終学年の課程を修了した時は、それぞれの全課程を修了したものと認定して卒業証書を授与するものとする。

第11条（指導要録）

校長は、児童生徒の指導要録を作成しなければならない。

第12条（保険、安全と免責）

学校は、児童生徒及び職員の健康維持増進を図る為、健康診断を毎年定期的に実施するものとする。又、登下校時及び学校管理下の教育活動中に発生する事故に対応するために学校傷害保険等に参加せしめ、保健と安全上での必要な措置を講ずるものとする。なお、日本人会、学校運営委員会並びに学校は、登下校時及び学校管理下において発生した事故に対して、その原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとする。

第13条（細則）

校長は、この細則に基いて次の各号に関する細則を定める。

- (1) 第4条の目標達成のため、第5条、第6条に基く教育課程編成、その他学校経営に関する事
- (2) 第8条の入学及び就学に関する事
- (3) 第9条の退学に必要な手続きに関する事
- (4) 第12条の保健安全に関する事

第3章 役員

第14条（学校代表）

運営委員長が学校を代表する。運営委員長は、この資格において学校登録に伴う責任を負う。

第15条（学校の運営）

学校の管理・運営に当たる為学校運営委員会を設置する。学校運営委員会の規則、並びに議事運営規程は別に定める。

第16条（運営委員長）

運営委員長は、ジョホール日本人会理事会承認の下、日本人会の副会長が就任する。運営委員長は委員会の議長となり、会を主宰し会務を統括する。又、副委員長には次年度日本人会の副会長が就任する。

第17条（運営委員長代行）

運営委員長が不在の場合は、副委員長がその職務を代行する。なお、副委員長も不在の場合は運営委員会の同意を得てその代行を指名する事が出来る。

第18条（運営委員）

運営委員は、次の各号に基づき夫々選出し計6名で学校運営委員会を構成する。

- (1) ジョホール日本人会の代表4名（副会長、総務、会計担当理事、次年度副会長）。
- (2) ジョホール日本人学校の代表1名（校長）。
- (3) ジョホール日本人学校保護者の代表1名（PTA会長）。

なお、上記委員の他、在マレーシア日本国大使館から代表1名が議決権を持たない顧問として出席する。

第19条（会議）

運営委員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 学校運営上の基本方針に関する事
- (2) 学校規則を含む諸規定類の制定及び改廃に関する事
- (3) 教職員の人事に関する事
- (4) 予算決算及び校納金、基金等を含む財務会計に関する事
- (5) 重要な資産の取得管理と処分に関する事
- (6) その他、学校経営上の重要事項に関する事

第4章 教職員

第20条（教職員）

学校に次の教職員を置く。

校長、教頭、教諭、講師、事務長、事務職員、養護教員、用務員、運転手等。

第21条（任命）

校長、教頭、教諭等の政府派遣教員は日本国文部科学大臣の委嘱に基づく。その他の教職員は運営委員会の審議を経て運営委員長が任命する。

第22条（教職員の任務）

教職員の基本的任務は次のとおりとし、教職員・事務局服務規程を別に定める。

- (1) 校長は、運営委員会の委託に従って校務を司り、所属の教職員を監督・指導すると共に、教育現場の教育と経営についての責任を負う。又、必要に応じて児童・生徒の教育に当たる。

- (2) 教頭は、校長を補佐し、校務を整理すると共に必要に応じて児童・生徒の教育に当たる。
- (3) 教諭は、児童・生徒の教育に当たる。
- (4) 講師は、専門の課程に就いて児童・生徒の教育に当たる。
- (5) 事務長は、学校経営に関して学校現場で校長を補佐すると共に学校事務局を統括し、所属職員を指導監督して教務を除く校務関係を司る。
- (6) 事務局職員は、任命された固有の職務に従事する。

第5章 財務

第23条 (財源)

学校の財源は、日本国国庫補助金、入学金、授業料、施設費等の校納金、寄附金及びその他の収入を以てこれに充てる。校納金額に関しては、運営委員会が別途これを定める。

第24条 (予算執行、決算報告)

校長、事務長は第19条の議決を経た予算につき会計担当委員の指導の下、適正に執行を行い、委員会に対して決算報告をしなければならない。当該年度の決算案は、日本人会監事の会計監査を受けるものとする。なお、会計要領は別に定める。

第25条 (会計年度)

学校の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる期間とする。

第26条 (校納金)

学校所定の校納金（入学金、授業料、施設費等）については、別にこれを定める。

第6章 解散時の財産処理

第27条 (財産処理)

学校を解散する時には、学校に関して生じた全ての負債・債務を完全に清算し、残った資産について在マレーシア日本国大使館と協議の上、同種の団体や学校等の公益の為の団体・法人等に譲渡、若しくは委譲するものとする。

第7章 その他

第28条 (規則の改訂)

この規則の改訂は、第19条の手続きによる運営委員会の決議を経た後、効力を有するものとする。

第29条 (施行期日)

この規則は、平成9年4月26日付制定、4月1日に遡及発効する。

この規則は、平成10年4月18日付第2条、第16条、第18条、及び第24条を改訂し、同年4月1日に遡及発効する。

この規則は、平成10年11月14日付で第7条、第12条、第27条を改訂し、第7条は9月1日に遡及、また、第12条及び第27条は即日発効する。

この規則は、平成11年2月23日付で第7条を改訂し、同年4月1日以降発効する。

この規則は、平成11年4月19日付で第18条を改訂し、即日発効する。

この規則は、平成12年3月11日付で第5条を改訂し、同年4月1日以降発効する。

この規則は、平成12年7月8日付で第7条を改訂し、即日以降発効する。

この規則は、平成13年4月1日付で第3条、第5条の字句を改訂し、即日以降発効する。

この規則は、平成16年4月8日付で、第7条を改訂すると共に、マレーシアと表記を改訂し、即日発効する。

この規則は、平成17年4月1日付で、第7条を改訂し、即日発効する。

この規則は、平成19年10月6日付で、第8条を改訂し、即日発効する。

この規則は、平成22年4月10日付で、第7条を改訂し、即日発効する。

この規則は、平成23年2月10日付けで、第8条に加筆し、即日発効する。

この規則は、平成24年9月13日付で第8条及び、第18条及び、第20条及び、第22条及び、第24条を改訂し、即日発効する。

この規則は、平成26年12月12日付けで、第2条及び第18条及び第20条及び第22条及び第24条を改訂し、平成27年1月1日から発効する。

この規則は、平成30年12月13日付けで、第7条を改訂し、平成31年4月1日から発効する。

この規則は、令和元年7月11日付けで、第5条を改訂し、令和元年7月11日から発効する。

この規則は、令和5年1月16日付けで、第1条、第14条および第18条を改訂し、令和5年4月1日から発効する。

ジョホール日本人学校聴講生受入規約

第1条 聴講生の受入は、本規約によるものとする。

(対象)

第2条 現地校や国際学校、あるいは日本の義務教育学校に現在通学している児童・生徒の内、本校への編入学を保護者が検討したいと申し出た後、本校の小・中学部で体験学習を希望する児童・生徒をその対象とする。

(資格)

第3条

- (1) ジョホール日本人学校の児童・生徒として通学の義務教育相当年齢である事。
- (2) 日本国籍を有し、且つ当該学年での授業を理解できる日本語能力を有する事。

(受入条件)

第4条

- (1) 受入回数は、本校への編入学の体験という視点から、1回限りとする。
- (2) 受入期間は、当該学年の学習状況及び学校行事等を鑑み、予め、校長が決める。

第5条

- (1) 当地域に在住、あるいは将来的に居住する予定で、編入学時に日本人会に所属している保護者の子女である事。
- (2) 次の書類を学校長宛に提出するものとする。
保護者よりの聴講願書（別紙様式）。
- (3) 受入人数は、該当学年に受入可能な空席が有る場合に限り、期間重複する場合は同時期において各学年最大3名を限度とし、その受入は申込み順とする。
- (4) 受入は就学年齢を基準とするが、年齢相当の学力を勘案の上で受入学年を指定する事がある。
- (5) 「学校規則」並びに「児童・生徒就学規定」を尊重し、他の児童・生徒の学習活動に支障を来さない事。万一授業に支障がある、或いは支障が生ずる恐れがあると判断した場合は、聴講を取り止めさせる。
- (6) 聴講料として、当月分の授業料、施設費の他、傷害保険加入費を納付する事。聴講料は別途之を定める。
- (7) 通学バスの利用は、原則として出来ないものとする。しかし、バス乗車定員に余裕がある場合の利用については、通学バス運営委員会に事前に問い合わせをして、その許可を受けるものとする。

第6条 校長は聴講願書受付け後、審査の上で許可書を発行して聴講を許可する。

第7条 本規約に定めのない事項並びに改訂・変更等に就いては、学校運営委員会で審議の上決定する。

附則

この規約は「児童・生徒就学規定」の内規とし、平成12年6月10日に制定し、即日施行する。

この規約は「児童・生徒就学規程」の内規とし、平成29年4月1日に制定し、即日施行する。

この規約は「児童・生徒就学規程」の内規とし、令和元年7月11日に制定し、即日施行する。

ジョホール日本人学校児童生徒就学規程

第1章 総則

- 第 1 条 この規程は、ジョホール日本人学校規則第 8 条並びに第 9 条の規定に基づき、児童生徒の就学上のきまりを定めたものである。
- 第 2 条 保護者はこの規程により児童・生徒を就学させ、学校経営方針に協力し、児童生徒の健全な成長発達を図るものとする。

第2章 就学の基本

- 第 3 条 本校に入学を希望する児童・生徒は、マレーシア国ジョホール州及びその周辺地域に居住し所定の手続きを経た者で、義務教育の学齢期に在る者を原則とする。又、学齢相当の日本語能力を有するとともに身辺自立が出来る子女とする。ただし、特別の事情が有り運営委員会で就学が認められた時は、校長が認定し、学齢相当の学年、又は学齢相当の学年以外に編入させる事が出来る。なお、マレーシア国籍者の入学は認められない。
- 第 4 条 本校に入学を希望する児童・生徒の保護者は、ジョホール日本人会に入会し且つ第 5 条の所定手続きを行うものとする。

第3章 入学、編入学

- 第 5 条 本校に入学を希望する者の保護者は入学願書を学校事務局に提出し、所定の寄付金及び校納金の納入と手続きを経た者に対し、校長が之を許可する。
- 第 6 条 他の学校より相当学年に編入学を希望する者は、入学願書に前在籍校の在学証明書及び転学書類を学校事務局に提出し、所定の寄付金及び校納金の納入と手続きを行わなければならない。
- 第 7 条 本校に編入学を希望する者で、学齢相当学年の就学が困難と校長が判断する児童生徒に対しては、校長が当該児童生徒の学力を認定し適当な学年に編入する事が出来る。

第4章 退学、休学

- 第 8 条 他の学校に転学する児童生徒の保護者は、退学願いを校長に提出しなければならない。
- 2 校長が前項の願いを受けた時は、児童生徒の在学証明書及びその他所要の諸書類を転学先の校長宛に送付しなければならない。
- 第 9 条 病気、又は保護者の転勤等の事由により退学する児童生徒の保護者は、退学届を校長に提出しなければならない。
- 2 校長は、前項の事由が正当と認める時は退学を許可するものとする。
- 3 他の児童生徒の就学に妨げがあると認められる児童生徒が居る時、あるいは長期の校納金未納者に対しては運営委員会で審議の上、当該児童生徒を退学させる事が出来る。
- 第 10 条 病気、その他やむを得ない事由により、3ヶ月以上出席する事が出来ずに休学する児童生徒の保護者は、休学願いに医師の診断書等その事由を証する書類を添えて校長に届出なければならない。
- 第 11 条 休学中の者で、休学の事由が消滅し復学する児童生徒の保護者は、復学願いに医師の診断書等その事由を証する書類を添えて校長に提出しなければならない。
- 2 校長は、前項の事由が正当と認める時は復学を許可するものとする。

第5章 諸届

- 第 12 条 児童生徒が死亡した時は、その保護者は速やかに死亡届を校長に提出しなければならない。
- 第 13 条 児童生徒が欠席する時は、その保護者は欠席理由を記した欠席届を校長に提出しなければならない。
- 2 児童生徒の親族の死亡による忌引日数は次のとおりとする。この場合、忌引届を校長に提出しなければならない。
- (1) 父母の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 日
- (2) 祖父母、兄弟・姉妹の場合・・・・・・・・・・ 3 日
- (3) 曾祖父母、伯叔父母の場合・・・・・・・・・・ 1 日

- 第14条 伝染病、その他による出席停止の場合は、医師の診断書を添えて校長に提出しなければならない。
- 第15条 児童生徒が住所又は氏名等を変更した場合、その保護者はその変更届を校長に提出しなければならない。
- 第16条 児童生徒の保護者は、学校管理下以外の傷害、非行、その他教育上必要な事項について、常に学級担任に連絡しなければならない。

第6章 校納金

- 第17条 校長は、授業料等を長期に亘り滞納した児童生徒に対し出席停止を命ずる事が出来る。
- 第18条 一時帰国、その他の理由による再入学の際の入学金免除の期間は、6ヶ月を限度とする。

第7章 学校事故

- 第19条 日本人会、学校運営委員会並びに学校は、登下校時又は学校管理下において発生した事故に対して、その原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとする。児童生徒の保護者は、日本人会、学校運営委員会並びに学校に対して事故の責任と補償を請求出来ないものとする。
- 第20条 学校事故に対する傷害保険には児童・生徒全員が加入するものとする。
- 第21条 学校管理下の事故に対しては、国家賠償法その他日本の法律は適用されない。

第8章 規程の改訂及び施行

- 第22条 この規程の改訂は運営委員会が行う。
- 第23条 この規程は平成9年4月15日付で制定し、4月1日に遡及発効する。
この規程は平成10年11月14日付で制定し、第19条は即日発効する。
この規程は平成19年10月6日付で第3条を改訂し、即日発効する。
この規程は平成23年2月10日付けで、第3条に加筆し、即日発効する。

特別支援を必要とする児童生徒の受け入れについて

ジョホール日本人学校では、心身に障害があり特別支援を必要とする児童生徒の入学並びに編入学について、就学指導委員会で検討し、受け入れの可否を決定する。

- ① 入学を希望する保護者は、心身に障害があり児童生徒に特別な支援を要する場合、事前にその旨を申告する。
- ② 重い障害を持ち、身辺自立（注１）のできない児童生徒は入学を許可しない。
- ③ 軽度な障害を持つが、普通学級で授業が受けられる児童生徒は入学を許可する。ただし、受け入れ定数を超えた場合はウェイティングとする。
- ④ 特別な支援を要する児童生徒の編入学については、保護者の願い・財政面・人的措置などを勘案し可否を決定する。
- ⑤ 児童生徒が入学後に学校生活に支障のある障害を有する疑いを生じた場合、就学指導委員会は保護者に児童生徒の診断を勧告することができる。
- ⑥ 児童生徒が入学後に重い障害を有することが明らかになった場合、就学指導委員会は保護者に児童生徒の退学を勧告することができる。
- ⑦ 特別な支援を要する児童生徒の入学と受け入れ定数については、就学指導委員会が決定する。
- ⑧ 受け入れ定数は非公開とする。

注１：身辺自立とは、ひとりで普通学級にて学校生活を営めることである。

ジョホール日本人学校 PTA 会則

第1条 名 称

この会は「ジョホール日本人学校 PTA」と称する。(以下本会と呼ぶ。)

第2条 目 的

本会は保護者と教師が協力して、児童生徒の教育の振興と幸福な成長を期し、且つ、会員相互の親睦と教養を高めることを目的とする。

第3条 方 針

本会は前条の目的を達成するために、以下の方針に従い活動する。

- (1) 会員相互並びに学校、地域社会との協力を促進して、児童・生徒の心身の健全な発達を図る。
- (2) 児童生徒の教育並びに福祉のために他の団体及び機関と協力する。
- (3) 学校の教育環境の向上を図る。
- (4) 国際親善に努める。
- (5) 会員相互の親睦と教養の向上に努める。

第4条 会 員

- (1) ジョホール日本人学校に在籍する児童生徒の保護者又はこれに代わる者。
- (2) ジョホール日本人学校長及び職員。

第5条 役 員

本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名 (内、教員 1 名)
- (3) 書 記 2 名 (内、教員 1 名)
- (4) 会 計 1 名

第6条 役員の選出

別途細則で定める。

第7条 役員の任期

役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとする。
- (2) 任期中に次点者から補充された役員の任期は、前任者の残留期間とする。

第8条 役員の任務と権限

役員の任務と権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を執行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時はその職務を代行する。
- (3) 書記は、総会及び会議を記録し、保管する。
- (4) 会計は、総会において決定した予算に基づき会計事務を処理し、年次総会において決算報告を行う。

第9条 監査・顧問

- (1) 本会に監査 1 名、顧問若干名を置く。
- (2) 選出方法
 - ① 監査は、前期の役員より互選により選出する。
 - ② 顧問は、学校運営委員会から選出する。
- (3) 監査と顧問の任期は、役員の任期に準ずる。
- (4) 監査は、本会の会計を監査する。
- (5) 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べる。

第10条 学年委員

- (1) 本会に学年委員を置き、原則として各学年より 1 名～2 名を選出する。
- (2) 学年委員の任期は、役員の任期に準ずる。
- (3) 役割
 - ① 会員と学校、及び本会との連絡に当たる。
 - ② その他の必要事項を含め、本会則第 2 条、第 3 条に基づいた活動を行う。

第11条 会議

本会は、次の会議をもつ。会議は会長が招集する。

(1) 総会（年次総会・臨時総会）

- ① 年次総会は毎年1回、5月に開催する。
- ② 年次総会では、次の審議を行い、決議する。
 - a.前年度の活動並びに決算報告の承認
 - b.当年度選出役員の紹介
 - c.当年度の活動計画案並びに予算案の審議と承認
 - d.その他重要事項の審議と承認
- ③ 会長が必要と認めた時は、臨時総会を開催することが出来る。
- ④ 非常事態等、会員が一同に参集出来ない場合、または委員会にて必要と認めた場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議する。
- ⑤ 総会は、会員の3分の2以上の出席（委任状を含む）によって成立する。
- ⑥ 総会の議案は、出席者の3分の2以上の賛成を以って承認する。

(2) 役員会

- ① 役員会は月1回開催する。
- ② 役員会は、会長が必要と認めた時はこれを開催することが出来る。
- ③ 役員会は、本会の重要事項を協議し、会則に基いて会務を執行する。

(3) 委員会

- ① 委員会は、役員、学年委員を以って構成する。
- ② 委員会は、会長が必要と認めた時はこれを開催することが出来る。
- ③ 委員会は、本会の活動について審議及び協議する。

第12条 会計

- (1) 本会の経営は、会費、寄付金、その他を以って充てる。
- (2) 会費は以下のとおりとする。
 - ① 会費は本会の会員より徴収する。
 - ② 会費の額は役員会において決議し、総会で承認を受ける。
- (3) 支出は、本会の目的と活動に関してのみ行われる。
- (4) 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終了する。

第13条 会則の改正

本会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を以って改正することが出来る。

(付則) 1 本会の必要な細則については、別に定める。

2 本会則は、平成9年(1997年)4月1日より施行する。

[付則]

本会則は、平成10年(1998年)5月20日付で改正され、4月1日に遡及発行する。

本会則は、平成11年(1999年)5月19日付で改正され、4月1日に遡及発行する。

本会則は、平成12年(2000年)5月17日付で改正され、4月1日に遡及発行する。

本会則は、平成13年(2001年)5月16日付で改正され、4月1日に遡及発行する。

本会則は、平成18年(2006年)5月19日付で改正され、4月1日に遡及発行する。

本会則は、令和2年(2020年)11月23日付で改正され、4月1日に遡及発行する。

本会則は、令和3年(2021年)5月6日付で改正され、4月1日に遡及発行する。

資料：PTA慶弔規約

対象者：児童生徒の両親及びPTA会員の職員

- | | | | |
|---------------------------------|-------|-------------|-------|
| (1) 結婚 | RM50 | (2) 出産 | RM50 |
| (3) 会員の死亡 | RM100 | (4) 会員の子の死亡 | RM100 |
| (5) 5日以上2週間未満の入院 | RM30 | | |
| (6) 長期入院の場合は、役員会で協議の上、見舞金を決定する。 | | | |

ジョホール日本人学校PTA役員選出に関する細則

第1条 【PTA役員・学年委員選出対象者】

ジョホール日本人学校の全PTA会員とする。

第2条 【選出時期】

- ・小学部2年～中学部2年：3学期（原則、学級懇談会の後）
- ・小学部新1年生：入学式当日（式後）

第3条 【学年委員選出方法】

1. 現学年委員あるいは現PTA役員（四役）立会いの下、学年ごとにPTA会員名簿を参考にしながら、PTA会員の中で立候補者を募る。但し、立候補者は四役選出から、免除されない。立候補者がいない場合、下記条件に基づき決定する。
 1. 入会順（同入会日の会員が複数人いた場合、役員立ち会いの下、順番を決定する。）
 2. 原則、長子優先（同じ年度に複数学年の候補となった場合。但し、会員の少ない学年を配慮する。）
2. 学年委員に空席が生じた場合の補充のため、各学年補欠も同時に決定する。
3. 話し合いの際には、PTA役員（四役）および学年委員経験者、未就園児、中学部3年の生徒を持つ会員に十分配慮する。
母国語が日本語でない会員、特別な事情がある会員で免除申請書を提出し受理された場合は免除される。
4. 就労している会員（正社員）の免除については、PTA役員で協議の上、そのつど決定する。その際、就労している証明書等を提出すること。
5. 教員の配偶者は学年委員選出より免除されない。

第4条 【PTA役員選出方法】

1. 全学年委員選出後、選出された学年委員は、小学部1年の学年委員を除き、また、役員（四役）経験者に十分配慮し、話し合いにより役員（四役）を決定する。
2. 二役に選出された学年は、その学年の補欠が学年委員となる。
3. 役員（四役）に空席が生じた場合は繰上げ選出となるため、学年委員に補欠の優先順位を付けておく。
4. 教員の配偶者は、会長及び副会長には選出されない。

第5条 【PTA会員名簿の作成】

1. PTA委員会は、PTA会員調査票を基にしたPTA会員名簿を、学年（クラス）別に作成する。
このPTA会員名簿をPTA役員（四役）・学年委員選出の際の参考資料にする。
2. 名簿には、会員氏名、児童あるいは生徒名、兄弟関係、入学（転入）日、PTAの役員履歴等を記載する。
なお、個人情報の保護・取り扱いには細心の注意を払う。

第6条 【PTA役員決定後及び任期中の欠員】

1. 会長に空席が生じた場合、副会長がこれに代わる。
2. 副会長、書記、会計に空席が生じた場合、第4条3で決定した補欠の上位からこれに代わり、空席が生じた学年は、その学年の補欠が学年委員となる。

第7条 【その他】

「ジョホール日本人学校PTA役員選出に関する細則」上で、改正および何らかの問題が生じた場合は、PTA委員会に一任する。

【付則】

本細則は、平成21年4月17日付で制定し、即日発効する。

本細則は、平成22年12月2日付で、第3条、第4条の一部を追加し、即日発効する。

本細則は、平成23年1月13日付で、第7条の追加、第7条を第8条とし、即日発効する。

本細則は、平成24年1月12日付で、第2条、第3条の一部を改定し、即日発効する。

本細則は、平成25年11月7日付で、第2条、第3条の一部を改定し、即日発効する。

本細則は、平成26年12月4日付で、第3条の一部を改定し、即日発効する。

本細則は、平成28年2月4日付で、第6条、第7条の一部を改定し即日発効する。

本細則は、平成30年11月8日付で、第3条の一部を改定し、即日発効する。

本細則は、令和2年1月9日付で、第2条、第3条、第4条の一部を改定、第7条を削除、第8条を第7条とし、即日発効する。

本細則は、令和3年1月14日付で、第2条の一部を改定し、即日発効する。

本細則は、令和4年1月13日付で、第2条、第3条の一部を改定し、即日発効する。

本細則は、令和5年11月2日付で、第3条の一部を改定し、即日発効する

THE JAPANESE SCHOOL (JOHOR)

学校までの道順

コースウェーから

- ① 新しい高架の高速を北上し、「Permas Jaya」「Pasir Gudang」方面の降り口を出ると、パーマス ジャヤに行きます。そこからは、右の記載通りです。

3号線方面から

- ① 3号線で北上し、左手に見えるCarrefourを通過し、17号線（Pasir Gudang Highway）へ右折して入る
- ② GiantやLotusの看板のあるインターは通過。（右手にLotusが見える）
- ③ 次のインターで左側に（少し登り）上がり左折、そのまま道なりに走る。（インター手前の右側にShell GSあり）

Amansari Hotelとゴルフ場を右に見て進み、ゴルフ場をこえて3つめ（T字路1つ、十字路1つを過ぎる）の交差点（左手前にTaman Flora Heightsの青い看板、右側に青い警察の看板と「Country Residency」の看板）を右折し約500mで右側に学校が見える。（左手は、白色と青色の警察署）

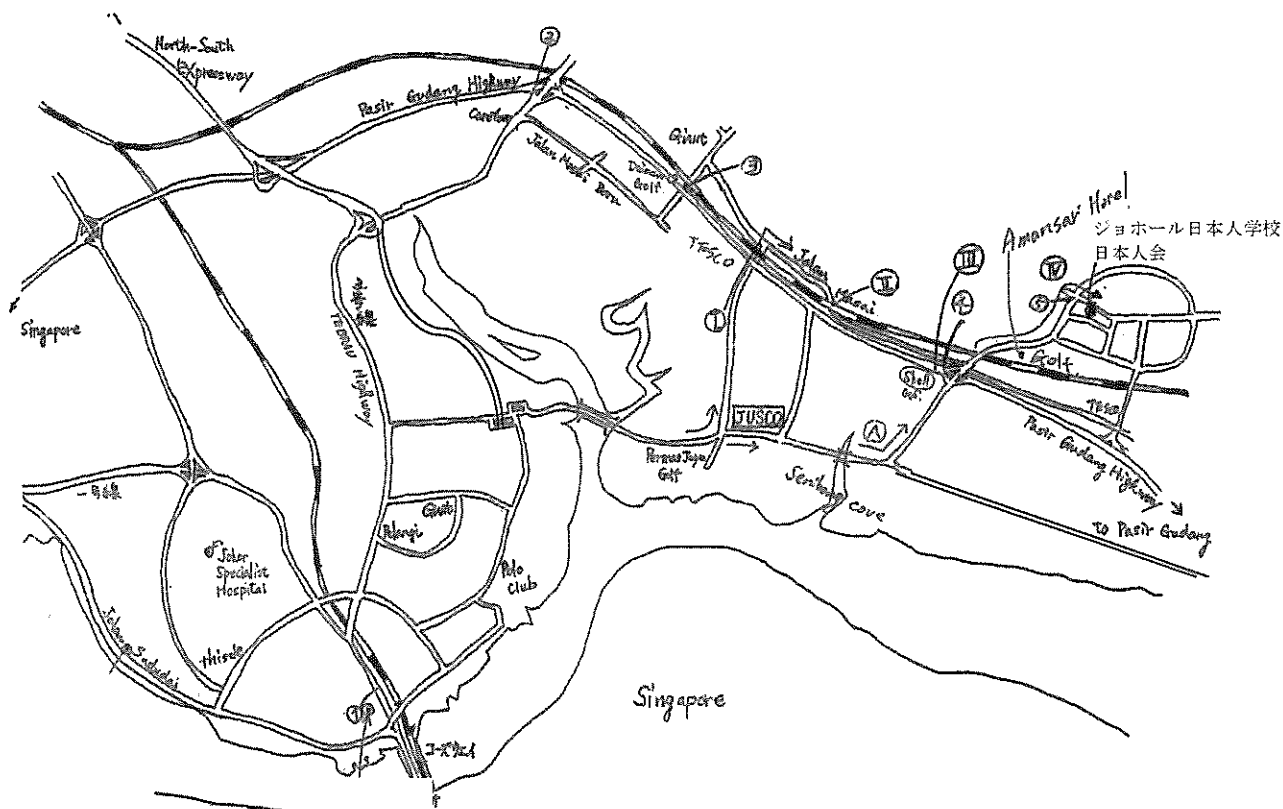
ペルマス ジャヤまでご存知の場合

[新ルート]

- ・ AEONの交差点を東に直進
- ・ Senibong Cove の橋を渡る。
- ・ □の交差点を左折。（Senibong をこえて、最初の交差点です。信号があります。）
- ・ その道を直進すると、Pasir Gudang Highway からのルートと合流します。

[マサイロード ルート]

- ① AEONの交差点を左折し、Shell GSを右手にして北へ、突き当たりのT字路を右折
- ② そのまま直進、途中鉄道橋をくぐる
- ③ 右側のパシグダンハイウェイで、シェルガスステーションの看板が見えたところで左側に上がる道に入り、交差点で左折
- ④ そのまま道なりに進み、Amansari Hotelとゴルフ場を右に見て進み、3つめ（T字路1つ、十字路1つを過ぎる）の交差点（左手前にTaman Flora Heightsの青い看板）を右折すると右側に学校が見える。（左手は、白色と青色の警察署）



日本・マレーシア・ジョホールの関係機関

◎外務省（領事局政策課 海外教育班）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1

☎03-3580-3311

FAX03-3581-7209

◎文部科学省（総合教育政策局 教育改革・国際課）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

☎（直通）03-5253-2582

FAX03-6734-3738

◎（財）海外子女教育振興財団（外務・文部科学省公益法人）

〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル6階

☎03-4330-1341（代表）

FAX03-4330-1355

〒530-0001 大阪府北区梅田3-4-5 毎日新聞ビル3階

☎06-6344-4318

FAX06-6344-4328

◎東京学芸大学（国際教育センター）

〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1

☎042-329-7727

FAX042-329-7722

☎042-329-7721

○社団法人日本マレーシア協会

〒102-0083 東京都千代田区平河町1-1-1

☎03-2177-2600

FAX03-2177-2751

★在マレーシア日本国大使館（EMBASSY OF JAPAN）

No. 11 Pesiaran Stonor, Off Jalan Tun Razak, 50450 Kuala Lumpur, Malaysia

☎03-2177-2600（代表）

[領事部直通☎：03-2177-2751]

FAX 03-2167-2314

FAX: 03-2143-1739

☆ジョホール日本人会（THE JAPAN CLUB OF JOHOR） ※日本人学校内

No.3, Jalan Persisiran Seri Alam, Bandar Seri Alam, 81750

Masai, Johor, Malaysia

☎07-380-5024 & 07-380-5027

FAX 07-380-5029

◇MINISTRY OF EDUCATION（PRIVATE EDUCATION UNIT）

◆Aras 3, Blok E2, Kompleks Malaysia E, Pusat Pentadbiran Kerajaan Persekutuan,

62604 Wilayah Persekutuan Putrajaya, Malaysia

◆Jalan Tun Abdul Razak, 80604 Johor Bahru, Johor, Malaysia

◇JABATAN IMIGRESEN MALAYSIA

◆Tingkat 3(Podium), Blok 2G4, Precinct 2, Pusat Pentadbiran Kerajaan Persekutuan,

62550 Wilayah Persekutuan Putrajaya, Malaysia

◇JABATAN IMIGRESEN NEGERI JOHOR

◆Kompleks KDN Negeri Johor, Jalan Setia Tropika, Taman Setia Tropika, Kempas 81200

Johor Bahru, Johor, Malaysia

☎07-233-8400 FAX 07-234-4292

ジョホール日本人学校

Address: No.3, Jalan Persisiran Seri Alam, Bandar TEL Seri Alam, 81750

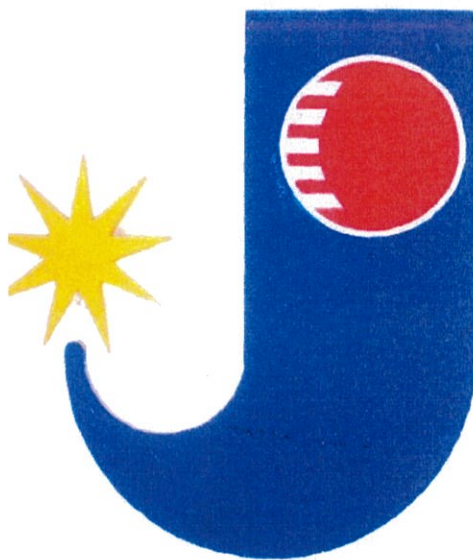
Masai, Johor, Malaysia

TEL 07-386-4562

E-mail: jsj@jsj.edu.my

Home Page: <https://www.jsj-malaysia.com/>

○日本からの電話のかけ方：（国際電話申し込み番号）＋60-7-386-4562



THE JAPANESE SCHOOL (JOHOR)

Adress: No.3, Jalan Persisiran Seri Alam, Bandar Seri Alam, 81750
Masai, Johor, Malaysia

TEL 0 7 – 3 8 6 – 4 5 6 2

E-mail: jsj@jsj.edu.my

Home Page: <https://www.jsj-malaysia.com/>